

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

マレーシア

食品行政機構及び関連法規

1. 食品行政（食品安全管理）	1
2. 食品関連法規	1
3. 食品規格（MALAYSIAN STANDARDS : MS）	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 食品行政（食品安全管理）

マレーシアの**食品法(Food Act 1983)**と同法第 34 条(Power to make Regulations)に基づく**食品規則(Food Regulations 1985)**は、食品規格、食品衛生、食品の輸出入、食品の広告、及び試験室の認定を含む、食品安全と品質管理を規定している。保健省(Ministry of Health: MOH)の食品安全品質管理部(Food Safety and Quality Division: FSQD)が、これらの法令に基づく法律の施行と執行を担当している。

食品安全品質管理部(FSQD)は、アクティブな食品安全プログラムを施行する。これには、日常的なコンプライアンス、サンプリング、食品施設の検査、食品輸入管理活動及び特定の食品素材の認可が含まれる。FSQD は又、特定の食品汚染物質の監視と食品表示の認可を行う。

マレーシアの主要な食品安全・衛生管理行政機関は農務省と保健省であり、その主な役割分担を以下に示す。

	生産・一次加工の安全・衛生管理	輸入・加工食品の安全・衛生管理
	農務省 (Ministry of Agriculture and Agro-Based Industry: MOA)	保健省 (Ministry of Health: MOH)
農産物	農務省農業省 (Department of Agriculture: DOA)、MOA	保健省 食品安全品質管理部 (Food Safety and Quality Division: FSQD)、 MOH
水産物	農務省水産局 (Fisheries Department: DOF)、MOA	
畜産物	農務省動物局 (Department of Veterinary Services: DVS)、 MOA	

2. 食品関連法規

(1) 食品法-1983(Food Act-1983, updated as of April 1st, 2012)

食品行政の要となる法律である。食品の生産・販売・使用における健康被害と不正行為から国民を保護するために施行されている。

同法は一般食品法として、食品の製造、販売における許容範囲を定めている。同法施行の義務遂行に必要な保健省の追加の付則を定める権限を含む法的権限(食品法 第 34 条)を関連当局に与えている。

(2) 食品規則-1985(Food Regulations-1985, updated as of Jan., 2018)

食品法の付則は食品規則-1985 として編集され、食品規則は改正及び新たな規定の制定に伴い継続的に更新されている。

食品規則-1985 は第 IV 部(第 9 条～18E 条)表示(Labelling)、第 V 部(第 19 条～26A 条)食品添加物と添加栄養素(Food Additives and Added Nutrient)、第 VI 部(第 17 条～36A 条)食品包装(Packages for Food)、第 VII 部(第 37

条～41条) 汚染物質・微生物毒素等(Incidental Constituent)の一般要件に加え、第 VIII 部に個別食品規格と特別表示必要事項(第 42 条～393A 条)を収載している。個別品目に関し、必要最低限の定義、成分規格、特別必要表示事項が規定されている。

(3) 食品衛生規則-2009(Food Hygiene Regulations-2009, updated as of Sept.14, 2017)

食品衛生規則-2009 は、食品取扱い業者のほか、食品施設における行為及び維持管理に対する衛生要件を規制している。同規則における食品施設は「あらゆる食品の製造、保存、包装、運搬、流通または販売、又はあらゆる食品の再ラベル貼付、再加工又は再調整の目的に使用するあるいはそれらに関連する場所」としている。

本規制は又、肉、魚、アイスクリーム及び冷凍菓子、牛乳、氷の取扱い、製造、包装、供給、保管及び販売に関する特別の規定を設けている。自動販売機に関しても同様の特別規則が制定されている。

3. 食品規格 (Malaysian Standards : MS)

個別食品規格の観点からは、科学技術革新省(Ministry of Science, Technology and Innovation: MOSTI)が策定するマレーシア産業規格(Malaysian Standards: MS)が重要な位置を占めている。全産業を対象とした ISO 準拠の国家規格ではあるが、原則任意な規格である。

マレーシア標準局(STANDARDS MALAYSIA)は、規格化と認証評価を行う国の機関である。同局の主要な役割は、国家経済の発展、産業の効率化並びに発展、公衆の健康並びに安全への貢献、消費者保護、国内及び国際通商の促進、規格及び規格化に関する国際協調促進の手段として、規格、規格化、認証評価を発展させ、奨励することである。

マレーシア標準局は、「SIRIM Berhad」社を MS の開発および流通・販売執行機関として指名した。規格は、コーデックスでの個別食品規格と同様な構成となっている。

マレーシア産業規格(MS)は、生産者、利用者、消費者、その他利害関係者により、適時の主題に関して適切にバランスよく構成された委員会でのコンセンサスを通じて発展してきた。MS は可能な限り、国際規格を採用し一致させてきた。ある規格を MS として承認するためには、1996 年マレーシア規格法(Act 549)に従わなければならない。MS は定期的に見直されている。規則、地方政府の条例又は同様の方法により規制当局により強制される場合を除いては、MS の使用は任意である。

2018 年 1 月現在、MS のうち個別食品規格(Specification)に関するものは 240 件以上ある。これらは本来任意規格であるが、公的認証の取得により認証マークの表示が可能となる。

近年、生鮮野菜や果実を中心に農産物の MS 化が国策として進められており、2010 年 2 月末現在 30 品目が行政的にも参照される強制規格として登録されている。